

第3回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議
第4回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議水産部会

日時 令和3年9月18日(土) 10:30～12:30

場所 宮城県庁1階 みやぎ広報室

【宮城県 日下原子力防災対策専門監(司会)】

本日の会議はWEB会議形式により開催いたします。会議は公開としてございます。報道機関が会場に入ります他、WEB会議システムによりましてライブ配信をしておりますのでご了承願います。

定刻までしばらくお待ちください。よろしくお願いいたします

定刻となりましたので、ただ今から第3回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議及び第4回水産部会を開催いたします。

司会を務めます、宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課原子力防災対策専門監の日下でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてWEB会議形式によりまして東京から関係省庁のご担当者様、及び東京電力ホールディングス様に、リモートによるご参加とご説明いただくこととしております。

また、連携会議の水産部会と併せて開催することとしており、宮城県庁の会場に水産部会の方々にもお越しいただいております。

それでは、まず初めに宮城県遠藤副知事からご挨拶申し上げます。

【宮城県 遠藤副知事】

おはようございます。副知事の遠藤でございます。村井知事でございますが、所用がございまして、本日欠席をしており、代わりにご挨拶させていただきます。

まず、本日はお休みのところ、また足元の悪い所ですね、第3回連携会議にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

また、リモートになりますが、国の関係省庁の皆様、東京電力ホールディングスの幹部の皆様にはご多忙のところをご対応いただきましてありがとうございます。

さて、前回の連携会議でございますが、国及び東京電力がそれぞれ公表いたしました、処理水の海洋放出の方針に対しまして、連携会議構成員の皆様のご意見を取りまとめさせていただきます。江島副大臣等に直接申入れをさせていただきました。

国では、私どもの意見の他、他県や関係団体などのヒアリング結果を踏まえまして、去る、8月24日に処理水の処分に伴う当面の対策を決定いたしまして、また、東京電力では翌日の25日に処理水の取扱いに関する検討状況や、賠償の取扱いについて公表

していただいたところでございます。

これを受けまして、県では今月の3日、9月3日でございますが、国と東京電力から説明を伺っております。

その際の質疑につきまして、本日の資料2に反映をさせていただいている部分がございます。改めて、国及び東京電力の皆様へ感謝を申し上げます。

本日は、WEB会議方式となりますが、本日は連携会議として説明をお聞きすることといたしました。

本日の説明に対しまして、連携会議の皆様から質問等を行っていただきまして、不明な点を解消した上で、改めて連携会議として必要な申入れを検討して参りたいというふうに考えております。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見、ご質問いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【宮城県 日下原子力防災対策専門監（司会）】

本日の出席者でございますが、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。WEB会議ということもございまして、お一人ずつのご紹介は割愛させていただきます。

今回、WEB会議で発言者が見えにくいこともございますので、恐れ入りますが、今後、それぞれご発言いただく際には、所属とお名前を、お申し出の上、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは議事に入りたく存じます。本日、本連携会議の座長であります知事が不在でございますので、ここからは副座長であります遠藤副知事に進行をお願いいたします。

【宮城県 遠藤副知事】

それでは、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきます。国及び東京電力ホールディングスから、まず一括してご説明をいただきまして、質疑は、その後にさせていただきますというふうに思います。

まず、国の方から次第3の（1）これまでの連携会議の意見要望への国の対応方針及びALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめについてのご説明をいただきます。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監の須藤様をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

資源エネルギー庁の須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。画面の関係で着座にてご説明をさせていただきます。

まず、最初にこうして説明の機会をいただきましたことに御礼を申し上げます。また、

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、10年余り宮城県の皆様に多大なご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。

それでは、私の方からは国資料1に基づきまして、今回閣僚会議で当面の対策の取りまとめにいたった、これまでの経緯という資料をご覧いただきたいと思えます。

改めて、今回の中間取りまとめ、当面の対策の取りまとめに至るまでの経緯をご紹介します。

ALPS処理水の取り扱いにつきましては、専門家により6年余りにわたり議論がされてまいりました。この会議は全て資料、議事とも公開をした中で行われております。

1つ目の丸にあります、トリチウム水タスクフォースにつきましては、技術的な観点から5つの処分方法について、ALPS小委員会では5つの処分方法に加えて長期保管についても選択肢に加えた上で、社会的な影響も含めまして議論を重ねました。

その結果、放出実績があり技術が確立されている海洋放出及び水蒸気放出が現実的な方法である、さらに海洋放出の方がより確実に実施可能との評価をいただいたところでございます。その後、政府としての調整を進め、(国資料1 1ページ下段)4月13日に政府としての基本方針を決定してございます。

その内容は二行目でございますが、ALPS処理水を2年程度の準備期間を経て、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出する方針を決定したところでございます。

今回、政府を挙げてと、私、今申し上げました。これは、この方針を決定したのも閣僚会議でございますが、その閣僚会議の下にさらに閣僚会議を設けまして、風評対策、安全対策を検討するというのを進めてまいりました。8月24日に当面の対策の取りまとめということで、今ご紹介した閣僚会議において取りまとめられたものでございます。(国資料1)2ページ目は参考でございます。トリチウム水タスクフォースなどにおきまして、評価、検討されました5つの処分方法について記載をしてございます。これについては後ほどご覧頂ければと思えます。

3ページ目は基本方針と当面の対策の取りまとめの関係でございます。2つ目のポツにありますけれども、基本方針に記載した対策をさらに具体化をするということ、あるいは、基本方針の時にはなかった必要な対策を更に追加をしたということ、一過性のものでなくて、継続的に効果が発揮される対策を目指す。

当面の対策の取りまとめの構成でございます。大きく言って2つです。大きな1番目がまず、風評を生じさせないための仕組みを作っていくということでございます。それも2つにわかれました、1つは徹底した安全対策による安心の醸成。2つ目が安心感を広く行き渡らせるための対応ということでございます。

そして、今回の取りまとめの大きな2つ目でございますが、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくりです。これも内訳が2つございまして、風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築。風評に伴う需要変動に対応するセーフティネットと

いう記載がされてございます。いずれも右側にあります基本方針の該当箇所、これを具体化しさらに必要な対策を追加したということでございます。

3 ページ目の一番下に赤い字で「今度も風評の状況を継続的に確認・必要な追加対策は継続的に実施していく」ということで記載をしてございます。あくまで当面の対策ということでございますので、必要があれば追加をする、こういう考え方で私ども進んでおります。

4 ページ目が、これまで頂いたご意見とそれを踏まえた対応でございます。ここからのページは、左側に連携会議から頂戴したご意見を記載させていただいております。右側には連携会議からのご意見を踏まえまして、当面の対策に取りこんだものを記載してございます。

4 ページ目の下の方に四角ではなくて、括弧で書いているものがございます。これは当面の対策においては、記載はしてございませんが、政府としての考え方を回答としてご用意させて頂いているものでございます。

今日は、この後対策のご説明をさせていただきますので、いただいたご意見を改めてご紹介をさせていただいて、その上で、それがどう盛り込まれているかということに対策毎にご紹介をさせていただきます。

左側の四角の中からまいります。主に下線を引いているところで説明してまいります。1 つ目のポツでは、確実な水処理、厳格なモニタリング体制、異常時の対応といったようなことをご意見としてちょうだいしております。それから2 つ目のポツでございますが、モニタリング調査について、海水、さらに海洋生物そして周辺環境と多面的な角度から放射性物質の測定結果の公表を早急に行うことということ。それから3 つ目のポツでございます。海洋放出した場合のシミュレーションについて海流を考慮したものにする。そして水産物に関する影響調査を実施すること、というご意見を頂戴しております。それぞれ対策の中身に盛り込んでおりますけれども、これはのちほどご紹介をさせていただきます。

その他、国会議員が処理水を飲むことで安全性を証明する方法を考えているかというご意見、あるいは、いまだに基準値を超える魚が漁獲される原因を徹底究明すべきである、というようなご意見を頂戴してございます。

続いて5 ページ目にまいります。左側を中心にご紹介してまいります。

国民の理解、国民国際社会の理解醸成ということで説明内容・対象でございます。1 つ目のポツでは、安全と安心は異なる、そのため、それを意識して風評対策を作るようにということ。2 つ目のポツでも風評対策の具体的対策を明示すること、という御意見を頂戴しております。

次の四角の1 つ目のポツでは、安全性を国内外に発信するという。2 つ目のポツでは、消費者から宮城県産品を選んでもらえるように取り組みを進めること。それから、3 つ目のポツでは、魚類の飼育試験を行うということについて、軽々しく表現すべきで

はないというご意見、説明方法には十分工夫すること、というご意見を頂戴してございます。

3つ目の四角の中では、第一当事者である漁業関係者への丁寧な説明。さらに2つ目のポツで、子どもたちに対して漁業者が自信を持って安心だから食べて欲しいと言える状況にする事。それから農業者に対する丁寧な説明。若い世代への意見交換というのも頂いております。これらについては、若手の方々への意見交換を一部させていただいております。機会を頂戴してありがとうございます。

6 ページ目にまいります。説明内容・対象の続きでございます。

1つ目の四角は、海外への情報発信についてのご意見でございました。権威ある国際的な専門機関などの信用力も利用して、細かい情報発信に取り組むということ。あるいは輸入規制を実施している国をもとより、国際会議とか様々な場面あらゆる場面を通じて情報発信をするということ。

2つ目の四角では輸入停止措置、これについて撤廃するように努力を続けるということ。

それから3つ目の四角では処理水と一般の原発からの排水との違いを分かりやすく説明するように。あるいはトリチウム以外の放射性物質がどうか、という御意見を頂戴してございます。

7 ページ目にまいります。風評対策の部分でございますけれども、1つ目のポツで生産者、産地、流通、消費、各段階での振興策を早急に示すべきだということ。それから、2つ目のポツで購入意欲の醸成、販路確保のための取り組み、風評被害の防止に向けた対策というご意見。それから、3つ目のポツでは、一旦風評により販路が喪失してしまうと大変なので、各種振興策を講じるなど迅速に対応すること。4つ目のポツでは、観光の話になりますけど、インバウンドに対しても丁寧な説明をするべきであること。それから、このページの最後のポツでは、福島県だけではなくて、宮城県、近隣県を早急に対象に加えること、というご意見を頂戴してございます。

8 ページ目にまいります。1つ目のポツでは、漁業振興策の実施と併せて、販路や需要の確保ということ。それから2つ目のポツでは秋サケ、サンマ、イカなど大不漁が続いて、今ご苦労されているという中で、これ以上のダメージを避けるべきだということ。あるいは、後継者問題についての御意見がございました。

さらに、一番下の四角になりますけれども、震災後に実施している放射能検査等の経費について国が継続的に負担。これはすでに実施に移しておりますけれども、こういうご意見も頂戴してございます。

駆け足で恐縮です。9 ページ目にまいります。今度は風評被害が生じた場合の対応ということでございますけれども、賠償に関する相談窓口あるいは、政府が前面に立ってという話。2つ目のポツが、賠償の仕組みを具体的に示すということ。3つ目のポツでは、風評被害の発生の確認方法について、これも国が前面に立ってということ。4つ目のポ

ツでは、海洋放出前から被害が発生している場合、速やかな補償及び販路、販売支援の政策を講じるべきであるということ。それから、風評被害を払拭するための取り組みに関する経費、こういったことも意識してほしいということ。最後のポツになりますけれども、被害を受けたすべての事業者が迅速、確実に損害賠償を受けられるようにと、期間・地域を限定することがないようというご意見を頂戴してございます。

10ページ目が政府方針へのご意見。1つ目がそもそも反対であるというご意見。それから、2つ目が放水を決定した理由について十分な説明を行うこと。3つ目が、透明性の高い議論。4つ目が、海洋放出以外の方法、科学的に処理できる方法を検討すべきという事。それから、この四角の中の一番下ですけれども、コロナ禍で非常に苦しむ中、なぜ今なのかということ。

さらには一番下ですけれども、東京電力の不信感。あるいは、もっと国が前面に、というご意見なども記載の通り頂戴しているところでございます。

このように、頂いたご意見を政府の中間とりまとめに、できる限り反映させていただいておりますが、また、この中間とりまとめをもとに、皆様方から使い勝手の部分、あるいはこういう対策が足りないのではないかという部分を頂戴しながら、キャッチボールをしながらですね、対策の充実をさせて頂ければと思っています。

では、11ページ目から、今のいただいたご意見に関する回答も含めて、どういう形で対策がとりまとめられているかということでございます。

今日のご説明いたしませんけれども、国資料の3番目に今回の中間取りまとめの本体を置いております。この中には、担当省庁も入れております。責任を持つ省庁がどこなのかということも明らかにしたうえで、対策の具体化を進めてまいります。さらに年末を目途に具体的な行動計画に移していくということも記載をしております。

今回対策が1から10まであり、10個の対策をパッケージにして対応していくこととしております。

対策1からご説明をしていきます。

まず1つ目のポツで、安全確保対策の具体化ということで、測定についてのご意見ただいておりましたけれども、客観性、透明性を高く測定をしていくということ、それから放出量・濃度を最小化するようにと政府方針の中で、トリチウムの放出の総量は年間22兆ベクレル以下、濃度は1,500ベクレル以下としておりますけれども、毎年毎年これよりもできるだけ少なくするように見直していく、そういうことが記載してございます。

それから、人及び周辺環境への影響の確認、海の水だけではなくて周辺環境を含めてというご意見ございましたけれども、これも記載してございます。

さらに海洋シミュレーションを改良すべきというご意見もございましたので盛り込んでございます。

処理水による魚の飼育、軽々しく言うべきではない、というご意見がございました。

専門家の指導を得ながらですね、24時間ウェブカメラでも画像を提供するなどして、透明性高く行うということを記載してございます。

対策の2でございます。モニタリングの強化拡充でございます。海のモニタリング、これは環境省における専門家会議あるいは、IAEAの協力をいただくことにしています。海の水だけではなくて、水産物のモニタリングの拡充をしていくというようなこと、それも、環境省の会議でも宮城県なども視野に入れた検討が進められているところでございます。

対策の3番目が、国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保ということで、まずは、IAEA等の国際機関に徹底チェックをしてもらうということでございます。8月19日に梶山大臣がIAEAのグロッシー事務局長と会談をしております。徹底的にチェックをするということで合意をいただいたところでございます。

それから、地元自治体、農林漁業者、消費者等の関与ということで、モニタリング等について、立ち会っていただいたり、あるいは第一原発の視察をしていただいたりというような形で、是非、これは宮城県の皆様にもチェック・監視にご参加をいただければというふうに思います。

12ページ目にまいります。安心感を広く行き渡らせるための対応ということで、対策の4番目でございます。

繰り返しの説明はもちろんといたしまして、2つ目のポツでございます。適正な取引の実現、処理水を理由に、根拠なく買ったとき、あるいは買い控えというようなことがあった場合には、私ども積極的に関係者のところに行ってご説明をし、あるいはご事情をお伺いするということを進めてまいりたいと思います。これは、宮城県の方々も是非、不適正だと思われる情報がありましたら、お寄せいただければと思います。

それから、ご意見の中にごございましたけれども、消費者への幅広い理解向上、特に大消費地への重点対応というようなことも記載をしております。

それから販売員など、消費者に直に接するの方々へのご説明、ご自分でご説明いただける環境の整備というようなところもやっております。自分で売っている商品について、宮城県の品質の高さだけではなくて、安全性といったことも含めて、ご理解をいただいで、消費者と接していただく、こういう環境を作っていくということ。

それから若い世代の方々へのご心配がありましたけれども、教育現場における理解の醸成、未来を担う子どもたちに出前授業、あるいは放射線の副読本、今年改訂の予定でありますが、こういうような事も取り組んでまいります。

対策の5番目にまいります。国際社会への戦略的な発信ということで、再びIAEAの名前がでてきますが、こちらはチェックするIAEAということではなくて、国際社会に連携して情報発信をしていこう、ということでの記載でございます。

それから、情報発信の強化でございます。各国政府へのご説明もちろんですけれども、これもご意見の中でございました、市場関係者にきちんと情報発信をしていくというこ

と、あるいは報道機関、インフルエンサー、科学者、有識者等ございます。

例えば、オリンピックの時に福島でソフトボール、野球が行われましたけれども、福島の桃のおいしさが発信されました。率直に申し上げまして役所が発信するより効果が高い部分、たくさんあったと思います。

宮城県を含めてですね、インフルエンサーの方々に安全性、あるいは素晴らしさを発信して頂ける、こういう体制を作ってまいります。

それからご意見ございましたように、国際会議・イベントあらゆる機会を通じて、情報発信をしていく。さらに輸入規制の緩和・撤廃。基本方針を決めた後シンガポールが輸入規制を撤廃致しましたけれども、こういう事例をさらに目指していく。あるいは今、検査証明書を求められているようなところもございますが、こういった国々の検査証明の数を減らしていく、こういうところにも積極的に取り組んでまいります。

対策の6では、処理水の性状、一般の原発との違い、あるいはトリチウム以外の核種、についてご意見ございましたけれども、認識状況の把握ということで、私たちの説明が、伝えるだけではなくて、伝わっているか、こういう調査も行っていきます。さらに、風評の発生のメカニズムの分析を進めてまいります。

13ページ目にまいります。これからが大きな柱2つ目、風評に打ち勝って安心して事業を継続拡大できる仕組みづくりのうち、風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築ということで、対策7に支援策を並べております。

この中では復興のフェーズが少し遅れている福島県でのものもございますけれども、ご意見がございましたように、福島だけではなくて、宮城も充実するようにとということでもございました。

14ページに宮城県で充実した対策を並べておりますので、こちらの方でご紹介させていただきます。

まず、頑張る漁業復興支援事業につきましては、これまで福島県だけが対象でございましたけれども、宮城県も対象に加えるということを行います。

それから、被災地域における水産加工業の販路拡大ということでもございますけれども、販路回復に向けた商談会、セミナー等への支援、あるいは海外バイヤー向けの支援といったこと、さらに、外食店等での販売促進、あるいは量販店・専門鮮魚店での販売促進についてメニューを追加する形で、宮城県も実施をしていただけるようにいたします。

観光関連では、今回、海洋放出が想定されておりますので、海洋レジャーを応援しようということで、新たな予算要求をしているところでございます。

農林業の関係では、被災地産品の積極的利用の促進、色んな形で宮城の食品のブランド作りがされていると思います。そういう所を応援していくことを想定してございます。

その下、全業種共通と書いておりますが、むしろ業種横断の取組と言った方が正確だと思いますので、お詫びと訂正をさせていただきますが、業種を超えて取り組んでいたということ、海外での電子商取引、宮城も積極的に取り組まれていますので、

この輸入、輸出の支援。あるいは、処理水の関係でいろいろ経営にお困りがあった場合の特別相談窓口。これはなんとか9月くらいを目途にできないかと思っておりますけれども、皆様がお付き合いある中小機構、あるいは、よろず支援拠点、こういったところで相談窓口を設けていきます。それから復興支援アドバイザー、ご相談だけじゃなくて、それを形にできるためのアドバイザーの派遣も行なっていくこととしてございます。

15ページ目にまいります。15ページはセーフティネットです。対策の8が万一の需要減少に備えた機動的な対策ということでございます。新たな基金等を設けることとしておりまして、冷凍可能な水産物は一時的買取り保管をする。あるいは、長くは冷凍できない水産物は、社員食堂とかそういうところに販路拡大をしていくということでございます。現在予算編成過程の中での具体化を急いでおります。またいろいろご相談させて頂ければと思います。

対策の9が賠償でございます。国ももっと前面に出て、ということでございました。

経産省内に特別チームを設けております。国が直接聞いたり、国と東京電力と一緒に聞いたりというようなことを是非やっていきたいと思っております。

それから、のちほどご紹介であると思っておりますけれども、東電の相談窓口、あるいは宮城県内での体制充実というようなものがございます。

賠償の枠組みで、放出前でも被害が出たらということをご意見ございました。これは明示をさせていただいています。

さらに、損害の立証負担を軽くするというご意見がございました。これも損害の推認という形で立証負担を軽くしていく、ということを考えています。具体化をどんどん進めていきたいと思っております。また、色々ご意見を頂戴できればと思います。

さらに、5番目では長期的な課題の解決に向けた対策ということでございます。

2つ記載してございます。トリチウムの分離技術、これは、いろいろ宮城県内でもご意見があるところだと思います。経産省でも、実証試験等を国費投入して行なっていました。今現在は難しいというのが現状でございますけれども諦めないでやる、第三者評価、最新技術の動向を継続的に把握して、いい技術があれば導入をしていくということ。

あるいは、そもそもの汚染水の発生量を減らせないか、これも様々な努力をしてきて、今すぐゼロにするようなことは難しゅうございますけれども、さらに抑制をする取り組みを行っていくということを記載してございます。

16ページ目以降が参考資料でございます。のちほどご覧いただければと思います。資源エネルギー庁からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宮城県 遠藤副知事】

須藤対策監ありがとうございました。

それでは、引き続き、東京電力から(2)多核種除去設備等の処理水の取り扱いに関

する検討状況についてのご説明をいただきます。

東京電力ホールディングス株式会社の常務執行役 福島復興本社代表の高原様にお願いいたします。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

東京電力ホールディングス福島復興本社代表の高原でございます。

当社福島第一原子力発電所の事故によりまして、今もなお、宮城県の皆様、広く社会の皆様にご迷惑ご心配ご負担をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございません。

また、当社原子力関係の一連の不適切事案につきましても、ご心配をおかけしておりますが、引き続き信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

大変失礼でございますが、この後のご説明に当たりまして着席をさせていただきたいと存じます。失礼いたします。

福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水の取り扱いにつきましては、本年4月に国から示された基本方針を踏まえ、当社の考え方を公表させていただきました。

6月には宮城県で開催されました、第2回宮城県連携会議におきましても、ご列席の方々から様々なご意見を頂戴いたしました。

以降、安全確保のための設備の設計や運用等につきまして、具体的な検討を進めてまいりました。

今回、処理水、それから放水設備や廃棄モニタリングなどを含めた具体的な設計、それから運用等の検討状況、並びに風評影響、及び風評被害への対策について取りまとめております。

今回、お示しさせていただく検討状況をもとに、本日、ご列席の皆様を始め、今後関係する皆様のご意見を丁寧にお伺いし、適宜計画に反映させて頂きたいと存じます。

これより資料のご説明に入らせていただきますが、その前に先日、ALPS設備の排気用のフィルターに損傷が確認され、これを公表させていただいております。

ALPSの浄化処理の性能そのものに影響を及ぼすものではございませんが、ご心配をおかけしておりますことを重ねてお詫び申し上げます。

2年前にも同様の損傷が確認されましたものの、適切な対策がとられていなかったこと、大変深く反省しております。

本件に関しまして、最後に事案の概要につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは資料に沿って、福島第一廃炉推進カンパニーALPS処理水対策責任者の松本と福島復興本社副代表の内田からご説明をさせていただきます。

【東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニーALPS処理水責任者 松本執行役員】

改めまして東京電力の松本でございます。

それでは、右肩東電資料1という資料をご覧ください。こちらに基づきまして、多核種除去設備等処理水の取り扱いに関する検討状況についてご説明いたします。

ページをめくってください、右下1ページと書いてございます。まず、ALPS処理水の海洋放出に関する検討にあたりましては、4月13日に決定された、政府の基本方針を踏まえた対応を徹底するべく、安全性の確保を大前提に検討の具体化を進めております。

今般、新たに取水、放水設備を含めた設備の全体像、合わせて風評影響及び風評被害の対策について、これまでの検討状況を取りまとめました。引き続き皆様のご意見等をお伺いしながら検討を進めてまいります。

2ページをご覧ください。このページでは左側にALPS処理水の取り扱いに関する政府の基本方針、右側にそれを踏まえた当社の対応について概略をまとめております。本日のご説明につきましましてはこの内容につきまして、より具体化を進めたものになります。

3ページをご覧ください。本日のご説明内容は、主に2つのものがございます。1つ目は、安全確保のための設備の設計及び運用に関すること。2つ目は、風評影響及び風評被害の対策に関することです。最初に設備の設計及び運用等についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。安全確保のための設備の検討状況につきましましては、大事なポイントが4つございます。

まず、1つ目は、4ページ上段にございます、測定・確認用の設備です。

ALPS処理水に含まれるトリチウム、62核種、炭素14につきましましては、希釈放出前に東京電力のみならず、第三者機関も含めた測定をしっかりと行います。

62核種及び炭素14が環境への放出に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化されていることを確認いたします。言い換えれば、この確認ができない場合、海洋放出はいたしません。

続いて、下段、希釈設備になります。東京電力では海水希釈後のトリチウムの濃度を1,500ベクレルパーリットル未満、年間のトリチウム放出総量22兆ベクレルを下回る水準となるよう100倍以上の海水で、十分に希釈して放出する予定です。

また、放出するトリチウムの濃度及び量については、毎年度末にその時点の最新データに基づいて、できるだけ少なくなるように放出計画を見直してまいります。

5ページをご覧ください。安全確保のための設備の検討状況のうち、3つ目のポイントです。取水と放水の設備になります。取水の設備につきましましては、港湾外から取水した海水でALPS処理水を希釈することといたします。

また、放出につきましましては、取水する海水に再循環することを抑制するために、海底トンネルを掘削し、約1km沖合から放出することにいたします。

4番目のポイントは、異常時の措置になります。希釈用の海水ポンプが停止するなど、異常が発生した場合には、緊急遮断弁を速やかに停止して海洋放出を停止します。

6ページをご覧ください。取水と放水の方式について詳しくご説明いたします。6ページの絵は福島第一の港湾を図示したのですが、まず取水に関しましては、港湾内の海水ではなく、港湾外の海水を希釈用の海水として取水いたします。左側に示します、青い矢印に沿って港湾内へ、港湾外の水を取水いたします。このため北防波堤の一部を改造いたします。

また、港湾内の海水と希釈する海水が、直接混合しないように、赤い印が付けてありますところ、仕切り堤を設けまして、直接混合しないように堤防を作ります。

また、放水に関しましては、放水立坑から赤い点線に従って海底トンネルを掘削し、長さ1kmほど東側になりますけれども、その海底から放出いたします。海底の深さは約12mでございます。

海底トンネルではなく、海底に配管を敷設したらというご意見もありましたが、今後、長期に使用することも考えますと、地震、津波などを考慮して、安全かつ安定的に放出が継続できる、海底トンネルが有利ではないかという風に考えております。

7ページをご覧ください。安全確保のための設備の全体像をお示します。段々畑のように見えますが、福島第一の敷地は、上から海拔33.5m、海拔11.5m、海拔2.5mといった高さに設備が設置されています。

今回、放水するための処理水に関しましては、右、中央上になりますが、測定・確認用設備のところで、放出前にしっかりと放射能濃度を測定した後、赤い配管に従いまして海側ヤードまで導かれてまいります。

また、希釈する海水は5号機取水路から取水いたしまして、3台の海水ポンプでくみ上げ、青いラインに従って進んでまいります。

ヘッダー管のところ、処理水と希釈用の海水が混合された後、放出管、放出立坑、海底トンネルを通じて海底から放出することになります。

また、今回放水立坑を設けましたけれども、放水立坑を通じて放出開始の際にはこの放水立坑で海水とALPS処理水が十分混合希釈していることを直接確認した後、放出を開始することといたしました。

8ページをご覧ください。海洋放出に伴いまして、海域モニタリングの強化計画を示します。これまで海域のモニタリングにつきましては、海水中のセシウムを中心に測定いたしておりましたが、海洋放出に伴いましてトリチウムについても測定箇所、それから分析頻度を増加させる予定です。

また、海産物につきましても風評被害が懸念されていることもありますので、魚類、海藻類に関するサンプル採取箇所や測定対象核種を増やすことで、安全であることをしっかり示していきたいと考えています。

9ページをご覧ください。具体的なサンプル箇所を示しています。左側の地図でござい

ますが2キロ圏内では、赤い枠で示したAからCの3か所を追加いたします。また、青い四角で示した6か所につきましては、それぞれトリチウムの分析頻度を増加させることにいたします。

10ページをご覧ください。海洋生物の飼育試験に関してご説明いたします。トリチウムに関する生物への影響につきましては、これまでの科学的知見等から、その安全性は確認できていると認識しています。

しかしながら、今回の飼育試験では実際にALPS処理水を含む海水環境において、海洋生物を飼育し、これまでに得られている科学的知見に照らすとともに、それらの状況について、透明性高く社会に示していきたいと考えています。

試験としては2種類用意してございまして、左側ALPS処理水の海洋放出前では、発電所周辺の海水で飼育するものと、実際のALPS処理水を海水で希釈したものの比較試験となります。

また、海洋放出後では実際に放出される水を使用して飼育することで、放出された水での生育状況を確認してまいります。

11ページをご覧ください。今後のおおよその工程について示しています。政府の基本方針で指名された2023年春ごろの放出開始に向けて適切に進めてまいりたいと考えておりますが、まずは、今回お示した検討状況について関係する方々にご説明をした上で、それらを全体計画に反映させて頂きたいと考えております。

12ページをご覧ください。トリチウムの分離技術の調査です。以上、ご説明してきましたとおり、ALPS処理水の処分開始に向けた準備を進めておりますが、環境に放出する放射性物質の量を可能な限り減らすべきであるとの観点から、現在では除去することができないトリチウムの分離技術につきましても、実用可能なものがないかについて継続して調査してまいります。

現実的に実用可能な技術であることを当社が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行ってまいります。

13ページをご覧ください。続きまして、風評影響及び風評被害の対策についてご説明いたします。

14ページになります。はじめに国内外への理解醸成に向けたコミュニケーションについてお話しします。広く国内外の皆様科学的根拠に基づく正確な情報が届き、一人でも多くの方々にALPS処理水に関するご理解を深めていただきたいと考えております。従いまして、漁業関係者の皆様、流通関係者の皆様、地域や消費地、国内外のメディア、有識者等への情報提供をしっかりと進めてまいりたいと考えています。

15ページをご覧ください。コミュニケーションに関するツールの準備状況です。ツールにつきましてはホームページ上の処理水ポータルサイトのほか、トリチウム冊子、それから説明資料を準備しているところです。

また、WEBサイトのトップページ更新の他、SNSや動画を活用していきたいと考

えています。

また、諸外国の方々にも、この正確な情報をお伝えするために英語版のみならず、中国語版、韓国版を用意しているところです。

続きまして16ページをご覧ください。コミュニケーションに関しましても、透明性の確保が重要だと考えています。ALPS処理水に含まれる放射性物質や海域モニタリングにつきましては、客観性の高い測定・確認を実施してまいります。

また、海域モニタリングにつきましては、放出開始の予定の約1年前、すなわち来年2022年の春ごろから海域モニタリングを拡充していきたいと考えています。

また、IAEAによる安全性の確認もしていただくことも考えています。専門性、客観性そして技術力を持っているIAEAにALPS処理水の海洋放出について、厳しくしっかりとレビューをしていただくことで、海外にも私どもの取り組みのご理解をいただければというふうに考えています。

17ページをご覧ください。コミュニケーションに関する情報発信についての体制強化です。廃炉推進カンパニーに廃炉情報・企画総括室という組織を設置したほか、ALPS処理水のリスクコミュニケーションに特化した司令塔を配置いたしております。

加えて、宮城県、茨城県などの近隣県への体制強化も図ってまいります。

私からの説明は以上となります。

【東京電力ホールディングス 福島復興本社副代表 内田執行役員】

東京電力福島復興本社の内田と申します。よろしくお願ひします。このあと私の方から説明させていただきます。

まず、資料の18ページは生産加工流通、消費対策。それから資料の19ページは賠償について記載をしておりますが、これにつきましては、別の資料「東電資料3」、それから「東電資料4」に基づきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、東電資料3というものをご覧ください。宮城県における理解醸成と風評対策についてというタイトルになってございます。おめくりいただきまして、2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

宮城県における理解醸成と風評対策につきましては、宮城県の皆様の声をしっかりと受け止め、対応するために専属組織を組成して対応態勢を強化いたします。

具体的には9月1日付で、右上に図が書いてございますが、ここにありませとおり東京電力ホールディングス仙台事務所を組成いたしました。

従来仙台では賠償の対応組織である東北補償相談センターを設置しておりましたが、今後、仙台事務所といたしまして、賠償の対応のみならず、処理水に関する理解醸成や風評対策を一元的に担務して参りたいという風に考えております。そして宮城県の関係者の皆様との対話・協議を行い、ご意見をうかがいながら、地域の皆様の関心やご要望に沿った対策を講じてまいりたいと考えています。

本日、仙台事務所長に就任しました池田も後ろでございますが、出席させていただいております。今後、仙台事務所としてしっかり対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、東電資料4というものをご覧いただけますでしょうか。こちらは、処理水放出に伴ひ風評被害が発生した場合における賠償の取り扱ひについて取りまとめたものでございます。本資料の位置づけでございますが、処理水放出に伴ひ風評被害の賠償に関しまして、これまで関係団体様などから色々頂戴しました意見、早期にまず賠償の枠組みを示してほしいというご意見、あるいは、損害の立証を被害者に寄せない仕組みとしてほしいというご意見、ご要望を踏まえまして、現在の検討状況について取りまとめさせていただいたものでございます。

また、本日ご説明するのは業種にかかわらず、一般的に共通する考え方をまとめたものでございまして、今後、関係団体の皆様にご説明をさせていただきご意見等をお伺いしながら、風評賠償の枠組みをより具体化して参りたいと考えております。

それでは、2スライド目をご覧下さい。こちらが、4月に公表しました、ALPS処理水放出に関する弊社の対応において、お示しいたしました賠償の基本的な考え方でございます。

これにつきましては、次頁以降で少し詳しくご説明させていただきたいと思ひます。3ページのスライド3を御覧ください。こちらは、賠償に関する共通の考え方を大きく3つのポイントを掲げております。

1つ目は、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定せず、ALPS処理水放出に伴ひ損害を賠償させていただくという点でございます。これまでいただきました、ご意見等を踏まえ賠償の範囲をより具体化いたしました。

3つポツがございますが、例えばALPS処理水放出前の風評被害や農林水産業、観光業だけでなく、関連した間接的な被害にも対応するようにとのご意見を頂戴したことも踏まえ、風評対象となった産品を直接取り扱わない、間接的な被害につきましてもご事情を丁寧によくお伺ひして、対応させていただくこととしております。

また、今まで賠償のなかで農林業者様や商工業者様の一部の方には、将来分一括賠償というものをお支払いしているケースがございますが、今回のALPS処理水の放出に伴ひ損害につきましては、別の新たな損害として対応させていただきます。

2つ目は、被害者様に極力ご負担をおかけしない柔軟な対応させていただくという点でございます。

この点につきましては損害の立証を被害者に寄せない仕組みにして欲しいとのご意見を踏まえ、お手間を軽減する方法を具体化いたしました。

風評被害の確認に当たりましては、地域や業種ごとの実態に即した統計データなどを用ひて、弊社にて損害発生の有無を推認させていただき、ご請求者様のお手間を軽減できる方法を提案させて頂きたいと考えております。

この後、5ページで具体的な推認の仕方を御説明させて頂きたいと考えています。

次のページをご覧ください。4ページ目です。こちらは、損害額の算定方法の考え方ということで、上枠に2つ記載してございますが、事故後の現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合におきましても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

これは、現行の賠償が続いている方につきましては、事故前を基準としてそこからの減収分を賠償させていただいていることから、ALPS処理水放出に伴い、さらに価格等が下落したという場合がございますが、今までの損害の算定方式で、カバーされたということの意味しております。

一方、2つ目でございますが、事故後の賠償が終了している方など、ALPS処理水放出による新たな風評被害が生じた方におかれましては、お示ししているような手順にて手続きを進めさせていただきたいということを考えております。

下の方に図がございますが、まずは、統計データなどを活用して、風評被害の有無を確認させていただきます。被害が確認できましたら、損害額の算定を行い、適切に賠償させていただきます。

仮に統計データ等で、風評被害の有無を確認できない場合でも、事業者様毎の被害の実態を個別にお伺いし、被害が確認できましたら損害額を算定し賠償させていただくという形になります。

具体的な推認方法について、少しご説明したいと思います。スライド5をご覧ください。

ここでは、統計データなどを活用した風評の推認方法の具体的なイメージについてでございます。

グラフをご覧ください。事故後を黒い線のような値動きの産品があったといたします。

そうした場合、まず風評影響がなかった場合の価格を想定します。ここでは、グラフの青色の四角の部分で想定した価格という仮定でございます。

赤い線のように処理水放出後に、その想定値を下回る価格となった場合は、風評被害ありと当社が推認し、損害額の算定に移らせていただきます。

逆に緑の線のように想定値を上回っている場合でも、事業者様から個別の申し出があった場合には、事業者毎に事情を伺わせていただき被害ありと、推認できましたら損害額を算定させていただくこととなります。

いずれにしましても、風評被害の有無を丁寧に確認させていただくということをしてまいりたいと思います。

次のページ、6ページ目を御覧ください。損害の算定につきましてです。損害額の算定に当たりまして、基準年はどこかというご質問を多く頂いております。基本的には、図の囲みの中にありますように、放出前後の売り上げの差、もしくは放出前後の価格の差に基づき、賠償額を算定させて頂きたいと考えております。なお、基準年を放出前の単年一年にするのか、あるいは3年平均などの複数年にするのかなど、そうした論点も

あるかと存じます。今後、関係団体の皆様のご意見等をお伺いしながら適切に決定してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。ここでは、今まで説明した風評被害の確認や損害額の算定の流れをご参考までに例示したものでございます。

算定例は、地元産品Bを主原料とする加工品Aを作っている、工場を操業されている事業者様から、処理水放出を機に年間2億円の売上が年間1億円に下がってしまった、というような申し出があった、というケースを想定しております。

風評被害の確認の手順としましては、右上の図の囲みにありますように、地元産品Bに風評被害が発生しているかどうか、ということ为先ほどの統計データを使った手法で確認をさせていただきます。そこで風評被害が推認できれば加工品Aにつきましても、風評被害ありと推認するというものでございます。

本ケースはあくまで一例です。実際には事業者様毎の個別のご事情をお伺いし、被害の推認と損害額の算定について決めさせていただきたいと存じます。

最後の8ページをご覧ください。こちら本年4月に設置した、処理水放出に関する損害賠償専用ダイヤルをご案内させていただいております。

以上、本日の内容につきましては、現時点での検討状況を取りまとめたものでございまして、今後、関係団体の皆様にご説明をさせていただきながらご意見を頂戴し、さらに枠組みを具体化して参りたいという風に考えております。

賠償の説明については以上でございます。

【東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニーALPS処理水責任者 松本執行役員】

それでは、再び東京電力松本から多核種除去設備につながる高性能容器の排気フィルターの損傷についてご説明させていただきます。皆様のお手元、東電資料5をご覧ください。

1ページであります。今回損傷が確認されたフィルターは多核種除去設備、いわゆるALPSの本体で放射性物質を除去し処理水とするために使われるものではなく、その処理の過程で生じた沈殿物や、使用済み吸着剤を保管するために用意した高性能容器、HIC、ヒックと呼ばれるものの排気フィルターでございます。

なお、本件につきましては約2年前に排気用のフィルター、同じフィルターを交換した際にも同様の損傷が全数に確認されておりましたが、当時、その原因調査が十分に行われておりませんでした。

今回、同様の損傷が確認されたことにつきましては、この設備の品質管理や安全管理の在り方に問題があったと重く受け止めており、当社といたしましては、何故2年前の損傷時に原因調査が不十分だったのかという点も含めて、詳細な原因調査を進め、その結果を踏まえた恒久対策を講じてまいりたいと考えております。

2 ページ目をご覧ください。現時点で判明している排気フィルターの損傷についての推定原因です。高性能容器内に発生したミスト、いわゆる水分が排気に伴いましてフィルターに当たります。水分により湿ったフィルターは空気抵抗が増加し、また強度が劣化したこと、エアブローの排気が直接中央部に集中したことで、このような損傷を招いたというふうに推定しております。

3 ページをご覧ください。現在、ALPSにつきましては、この高性能容器、HICの排気フィルターについては新しい物に交換した後、更に代替フィルターを設置し、その出口に連続モニターを設置することで、運転を再開しております。

先ほど申し上げた、推定原因を中心に暫定対策の有効性を検証したうえで、抜本的な恒久対策の設計に反映していきたいと考えております。

私からは以上です。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

東京電力の高原でございます。資料の説明は以上でございます。

繰り返しになりますが、設備に関する検討状況並びに風評影響及び風評被害の対策につきましては、宮城県連携会議の関係の皆様をはじめ、関係する皆さま方のご意見を丁寧にお伺いし、今後の計画、取組に反映させていただく所存でございます。

また、この取り組みを進めるに当たりましては、皆様方から様々な厳しいご意見をお寄せいただいている状況を踏まえまして、何より当社の信頼回復が大前提と認識しております。全社的な改革を進め、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

東京電力からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

ちょっと席を移動させていただきます。

それでは質疑等ございます方は、挙手をお願いいたしまして、それであの向こうの画面の方たちは、どなたか中々お分かりにならないかと思っておりますので、所属とお名前を仰っていただければと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

マイクをお渡しします。では、小野寺さんお願いいたします。

【宮城県輸出促進協議会 小野寺会長】

宮城県輸出促進協議会、小野寺といたします。

私たちが提出いたしました意見につきまして、真摯に向き合い、回答を頂きまして大変ありがとうございました。

その上で、時間の関係ありますので、3点について、より具体的に踏み込んで頂きたいという点をお話させていただきます。

1つは、対策5に関連してでございます。私たち生産者が心配しておりますのは、今回の処理水の放流によりまして、そのことにより風評被害がより拡大しまして、輸入制限の拡大、それから撤廃がかなり困難になるのではないかと。さらに規制国・地域の拡大がされるのではないかと。このことを最も懸念しております。その上で、具体的に我々が要望している内容の中でですね、現在も漁獲される魚の中に基準値を超えるものがあるということについて、逃げずに正面から向き合って取り組んでいただきたい。それがですね、透明性あるいは第三者に認知をいただけることになっていくのではないかと。その点で、是非、真正面からそうした現実があることを直視して、避けないで取り組んで頂きたいということが1点です。

それから2点目はですね、風評被害の具体的な賠償への対応についてであります。この点についてはですね、我々としては政府機関の中に東京電力とは違う相談窓口を設置して頂きたいということになります。先ほどは、経済産業省の中に特別チームを立ち上げるとのお話もいただきました。是非あの、経済産業省には一日も早い損害賠償がなされるよう窓口を東電の他にも1つ、さらに設置して頂きたいというのが2点目です。

それから3点目はですね、これまでも風評被害が続いておりますし、今後、処理水の放流によりまして、さらに風評被害が増える可能性があるのではないかと。この視点からですね、当然、我々が輸出をする際、必ず、放射能検査証明書と産地証明書、この2つの提出を求められるわけです。そのため、輸出産品全品について放射能検査を全て実施するということが前提となっている。その上で、具体的にですね、放射能検査に係る費用を生産者が負担することのないよう、軽減を図って頂きたい、この点を是非踏み込んだ対応を明記していただきたいということが要望であります。

以上3点ですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、ありがとうございます。3点ございました。これは国の皆さんにご回答いただくようになると思ひますが、須藤さんの方でよろしいですか。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

はい、かしこまりました。資源エネルギー庁須藤からお答えいたします。

まずあの、輸入制限の拡大が懸念されるということがございました。先ほどの説明とも重なりますが、海洋放出の政府方針が決まった後もですね、むしろ解除する方向で我々動いております。15が14（国・地域）になっている状況でございますけども、更に輸入制限をかける国、あるいは今先ほどのお話の中にもございましたけど、検査証明・産地証明を求める国・地域を少しでも減らそうという努力を続けております。

一方、お話ございましたように、むしろ増えることを懸念しているということかと思

います。これもまさに、以前から宮城県輸出促進協議会の皆様からの御意見にもございましたが、相手国の規制がされていなくても実質的に検査等によって動きにくいという話がありました。従って私たちとしても当面の対策の中で、例えばJETRO等を通じて市場関係者への説明や日本食レストランなど日本産食品を扱う方々への説明の強化ということを盛り込んでおります。政府への働きかけと、それから市場関係者が政府に（日本産食品が）心配だという話をするとう政府の方も動いたり、あるいは、そもそも物が流れなかったりすることがあると思うので、農林水産省、外務省、経済産業省を中心とする輸入規制を撤廃・縮小していく動きとビジネスの方での理解促進というのは両輪で進めていきたいと思ひます。

それから、賠償についての相談窓口については、繰り返しになりますが、我々のほうも直接、現場に出掛けて行って皆様のご意見を伺い、何かご不満やご懸念があればお伺いをするといった対応をしておりますが、その対応の仕方についてより分かりやすく発信していくことが重要だと思ひますので、頂いたご意見を含めてですね、どういうことができるのか順次、充実させていきたいと思ひます。

それから、放射能検査費用の負担軽減については、様々な検査手続きの支援や検査体制の充実等を行っているところでございますけど、改めてご負担になっている実態を伺いながら、どういった支援ができるのかを検討させていただければと思ひます。

私からの回答は以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

小野寺会長、よろしいですか。何かあればどうぞ。

【宮城県輸出促進協議会 小野寺会長】

1点目の基準値を超える魚が検出されていることへの具体的な原因究明の取組について回答をお願いします。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

失礼しました。クロソイの関係になります。この資料の中でも原因究明について言及はさせていただいておりますけど、水産庁さん補足等ございましたらお願いします。

【水産庁（補足）】

この資料にも書いてありますけども、水産庁の研究所と福島県の水試が協力して原因究明を進めているところであります。ご懸念の声があるということは承知しておりますし、我々としてもしっかりと進めていきたいと思っておりますので宜しくお願ひいたします。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですか。それでは、着座のままで構いませんので、ご意見ご質問あればよろしくお願いたします。他にございますか。では、どうぞ。

【宮城県漁業協同組合 寺沢組合長】

宮城県漁協の寺沢でございます。ただいま国並びに東京電力の皆様にご説明を頂きまして、改めて海洋放出の反対を訴えさせていただきます。今色々な形で説明はいただきましたけど、国の説明に対してはいろいろな支援策が盛り込まれ、一歩前進したということは評価をしたいと思います。ただ、まだまだ中身的には具体的なものが出ていなくて、この中で我々が一番危惧しているといいますか、不安に感じている部分については、まず海洋環境のモニタリングということで記載がありますが、以前から我々は、すぐにも始めて頂きたいと話をしていますけど、先ほどの東京電力からの説明でも一年前、来年の春からということで出ていますけど、我々としては海洋環境（変化）の影響もあり、大分、水産資源が減っている中で、今回、こういった形で海洋放出をされることによって、いろいろな面で海洋放出がプラスになって悪影響を及ぼすと考えておりますので、今、実際に水産資源が減っている中では、魚ですから、食物連鎖ではないですけど、魚に対する調査等を行うということで進んでいるようですけども、魚が住むにはそれなりの環境が必要になってくると思います。まずはそこにプランクトンや小魚が生育する環境が整わなければ、魚はそこに住まないし寄ってこないわけですから、実際には魚に対する影響だけではなくて、そういったプランクトンであったりバクテリアであったり、水温であったり放射性物質であったり、これらがどういう影響を及ぼすのかといったところから早急に影響調査を是非進めていただければと思っております。

そういった中で、先ほどの国の資料の中で、アワビの種苗に対して岩手県、茨城県は追加するとなっておりますけど、何故ここに宮城県の名前が出てこないのか。地域、その他を限定せず対応するというのであれば、今、現在、宮城県ではやっているが、そうであれば「宮城県は継続する」などの文言をここには残していただきたいと思っております。

是非、国には以前から申し上げているように、地域・業種をフラットな状態で同等な条件で対策を講じていただければと思っております。

その中で、我々は以前から申し上げているが、誤解を生じない情報発信の徹底をお願いしていますけど、その情報発信をどこでやっているのか全然目に見えてこない。マスコミの報道ではこの3年間で10億円を超える予算を使って情報発信をしているということですが、先ほどの東京電力さんの説明では処理水のポータルサイトで情報発信しているということですけど、それはそこまで入っていかないと得られない情報ですよ。ではなく、国が自ら先頭に立って、それが常に皆さんの目や耳に入るような情報発信を是非、やって頂きたいと思っております。

最後に、東京電力さんから一生懸命やるとか、これから誠意を尽くすとか話がありま

したけど、実際、4月の政府方針決定以降、東京電力さんの不祥事を含めたいろいろな対応、例えば先ほど説明のあったフィルターの損傷もですが、普通であれば定期的に点検・交換する対策を講じていなければダメですよ。それを、なってから対応するというのは全然本気になって取り組もうという気持ちがあるのかと思います。なおさら最近また地下水の方でなんか止まったということでもありますけど、先ほどの説明の中で、処理水、汚染水を減らすのが最大の目標だと言っているにも拘わらず、そういったところが疎かになっているのではないかと。なおさら、放射性物質を含んだガレキの管理でコンテナがいくつもあって中に何が入っているのか分からないとか、陸上ですらそういったものを管理できない東京電力さんが、海に対してそこまで管理できるのか、我々にとってはその点不安で仕方ない。そういったところを含めると、海洋放出には反対という意思表示しか出来ないというのが現状だと思います。

海に1 km出すのであれば、かえて地中に1 km掘ってもらって地下に埋設してもらいたいと思いますので、宜しくお願いしたいと思います。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですか。それでは大きく三点ですね。モニタリングの時期、今からすぐ始めるべきじゃないかという話。あと、アワビの種苗の話もありました。あと、情報発信の主体、これは国の方にお伺いして、最後は東電さんの姿勢というのかな、最後の部分は東電さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

はい、寺沢組合長ありがとうございます。

まず海洋モニタリングでございます。これは処理水放出前と後の変化が見られるということで、ビフォー・アフターがきちんと把握できるように取り組んでおります。これにつきましては環境省から補足があればお願いしたいと思います。

それから、魚だけでなく幅広い形での影響調査が必要だという御意見でございますけど、当面对策の中にも盛り込んでおりますけど、環境影響の評価も実施するというところで記載しております。これの進捗については、東京電力を含め情報発信させていただければと思います。

それから種苗の関係ですが、アワビについて宮城は継続していくということになります。ただ、その情報発信の仕方が悪いというご指摘かと思います。私どもがやっている支援策についてはきちんと伝わるのが重要だと思うので実施をしていきたいと思っております。水産庁さん補足があればお願いします。

それから、組合長から度々指摘がございます、地域や業種をフラットに考えてやるべきだというご指摘については、ご紹介したとおり、今まで福島県だけの対策だったものを宮城にも広げたりといったことは続けてきておりますが、これもこれからキャッチボ

ールをする中で宮城に必要な対策は実施をしていくという形で行っていければと思います。

それから、情報発信については、これは率直に言って重いお叱りだと思います。我々も色々な形でデータを発表したり、あるいは海外を含めて色々な機会を通じて説明をしておりますが、それが伝わっていないといったご指摘だと思います。政府方針を決定して半年が経とうとしており、また、対策をまとめて1か月が経とうとする中でこういった状況でございますので、これからまきに見える形でお伝えをしていく。

これは処理水の安全性はもちろんのこと、宮城の製品の品質の高さや個々の状況を含めて情報発信をしていくということでございます。我々、資源エネルギー庁としても精力的に行っていきますが、先ほど全政府を挙げてという言い方をしましたけれども、風評払拭については復興大臣をトップとする風評対策タスクフォース（原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース）の下で各省挙げて取り組んでいくという形になっております。その中で広報の改善は大きなテーマとなっておりますので、復興庁とも連携しながら進めていきたいと思っております。この点について復興庁から補足があればお願いします。

私からの総合的な回答は以上でございます。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、補足される省庁さんお願いします。

【環境省（補足）】

先ほど、須藤特別対策監からもお話ありましたけれども、環境省としてもビフォー・アフターということでこれから取組を強化することとしています。既に原子力発電所の事故後、セシウム等を中心に継続的にモニタリング調査を行ってきており、原発周辺ではトリチウムなどのその他の放射性物質も関係機関と協力して測定しております。それに加えて1年前から強化をするということでございます。そういうことも含めて過去のデータの公表等を進めておりますけれども、関係省庁とも協力してビフォー・アフターの状況が分かるようにモニタリングに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

【水産庁（補足）】

水産庁でございます。アワビの件でございます。寺沢組合長ご指摘のとおり、アワビの種苗放流についての支援はこれまでもやってきたところでございます。今後ともよくご意見を伺いながらしっかりと進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

【復興庁（補足）】

復興庁でございます。復興庁は須藤さんから説明ありましたとおり、政府全体での普及対策タスクフォースを行っております。その中で政府を挙げて取組を進めたいと思っておりますし、また、ご指摘いただきましたとおり、見に行かなければ分からない情報発信ではなく、プッシュ型の情報発信を是非、進めたいと思っております。以上でございます。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

東京電力の高原でございます。ただいま寺沢組合長から頂戴しましたお言葉を重く受け止めております。まずもって大変申し訳ございません。原子力設備の不祥事、またALPSの排気用フィルターでの不祥事、またコンテナの管理等々、廃炉作業を進めるに当たっての現場管理が疎かになっているのではないかと、そのような中で海洋放出を東京電力がしっかりできるのかといった大変厳しいお言葉だと改めて認識しております。いずれにいたしましても、それぞれのトラブル、あるいは不具合、そういったものはしっかりと対策をとりますけど、いずれにいたしましても、ご不審の点は東京電力が今後、廃炉を進めるに当たって、また、海洋放出を検討するに当たって、その信頼に足る企業かどうかということをお問われているのだと思います。今後、進めて行くに当たりまして、何より皆様からの信頼があつてこそだと私も強く認識しているところでございます。信頼に足るように気持ちを引き締めて全社を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。本当に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

【宮城県 遠藤副知事】

寺沢組合長よろしいですか。

【宮城県漁業協同組合 寺沢組合長】

東京電力さんには、言葉ではなく、間違いなく行動で示していただきたいと思うんです。一步間違えば国、国民、我々漁業者全てに迷惑がかかって、我々の生活が立ちゆかなくなる事なので、覚悟を持って本気で取り組んでいただきたいんです。是非、よろしく願いいたします。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

肝に銘じます。本当に申し訳ございません。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですね。次、どなたかございますか。はい、どうぞ。

【宮城県水産物流通対策協議会 布施副会長】

流対協議会の副会長の布施と申します。東京電力さんに尋ねたい。風評が出なければいいといった発想は、本来の大気汚染、海洋汚染の実害問題を無視しているんじゃないですか。海洋汚染を研究されている方々は、海洋収容力、自然浄化力は既に限界であると、将来の世代に禍根を残す問題でもあると言っている。国連海洋法は水産資源の持続的利用と海洋汚染防止の2つを目的に掲げています。第207条に「陸にある発生源からの汚染の防止」にこれは反し、合致していないと思います。科学と国際法を鑑み、水産庁は追求すべきであると思います。

トンネルを作って海洋に流す。この計画は、現問題を単に早く処理してしまえ的な発想で、本来の政府及び科学的な発案とは思われぬ。東京電力の一方的な考えに乗っただけに過ぎないと思います。

予算をつけ、今年、来年に実行予定だが、あまりにも軽率な発想であります。この連携会議は、放流ありきの考えで単なるガス抜きの場合としか思えません。先日も東京電力発表の280回近くの会議を設け、苦情を聞いたと。それを政府は風評被害対策費として予算を出した。これもちょっとおかしい。今までの東京電力さんの話を聞いていますと、風評被害、風評を発生させる対象は誰ですか。我々ではなく、国民ですよ。

それから、この風評が消えるのは何年度だと思っているんですか。

また、県の立場、国優先なのか。

本当に風評被害対策を行うなら、震災・原発問題以降、頑張って産業を立て直してきた我々、今まで借金をして頑張ってきた。この借金を全部払ってくれ。そして、これからがスタートだよ。流すんだったらそれから。以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、ありがとうございます。まず、東京電力産と水産庁さんの話でございました。

その前に、先ほど県の立場ですけど、間違いなく私たちは、皆様関係する事業者さん、県民も含めて、そちらの立場に立って皆さんに寄り添いながら、皆さんが不利益を被らないように取り組むのが県の姿勢であります。はい、ではお願いします。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

資源エネルギー庁須藤でございます。いくつか、国についての言及もございましたので、ご説明をさせていただきます。お話の中で国際条約に関するご指摘ございました。

もちろん私ども、今仰られたこと含めまして、様々な国際条約、国際的な取り決めは考慮した上で対応しているところでございます。こういったところについても国際理解をしっかりと求めていく活動は進めていきたいと思っております。

それから、現段階での決定についてのお話もございました。これはまさに、原子力災害からの復興を成し遂げていくためにはどうしても廃炉は進めなければいけません。この廃炉なしに復興というのは成し遂げられませんので、廃炉と被災地の復興とを両輪に

政府は取り組んでいるところでございます。

ご指摘ございましたように、安全性は万全を期す、その上で風評対策にも万全を期すというのが今回、政府方針決定の前提になっているので、今日、紹介させて頂いた対策、あるいは、お寄せ頂いたご不安というところにきちんと応えていくといったところをやっていきたいと思っております。

それから、国が東京電力の風評対策の動きに補助を出すといったことは行っておりません。これは国として、きちんと今回の原子力災害からの回復、あるいは、処理水に伴って懸念される風評というのは国の責任として国がやるべきところをやっていくということで、東京電力がやっていくべきところについては東京電力がやるという形で整理をしながら進めているところでございます。私どもの回答は以上でございます。

【水産庁（補足）】

はい、水産庁でございます。国連海洋法条約の関係で有識者の方が同様の主張をされていることは我々も承知しておりますが、国際関係、国際法関係の位置づけについてはエネ庁からの説明のとおり、問題のないように進めていくということだと思っております。

ただ、一方で「海に」ということに対する漁業者、水産関係者の思いというのは我々しっかり受け止めながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、では東電さんお願いします。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

東京電力の高原でございます。布施様のご指摘、重く厳しく受け止めさせていただきました。

先ほど須藤審議官からもございましたように、我々が起こした原子力事故によって大変なご迷惑をお掛けした中で、復興を何としても進めなければいけないと、事故の責任者として強く思っているところでございますが、その中では、やはり廃炉作業をこれから長きにわたってやらなければならない。まず、これが私たちの果たす責任の第一だと思っております。その中で処理水の処分というのは、これもどうしても避けて通れないところだということは何とぞ御理解を頂きたいところでございます。

まず、賠償という前に、風評を起ささないために私たちはしっかりできることをやらなければいけないと思っております。そのために今日、ご紹介しました仙台事務所を社内で大変権限のある組織に格上げをしておりますし、また、私たちは風評が起きるのは国民やそれを知る多くの人たちがどう動くかということについても色々お話を伺いながらやらなければいけないと思っております。

(風評被害が)何年で消えるということについては、私が軽々にお答えできることではございませんが、いずれにしても、私どもは復興と廃炉を両輪にして進めていくことが何より大事だと思っております。

ご懸念については、仙台事務所と現地で生の声を直接伺いながら誠心誠意対応させて頂く所存でございます。よろしく願いいたします。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですか。いいですか。

それでは他に何かご意見，どうぞ。

【J A中央会 高橋会長】

J A宮城中央会常務理事，高橋と申します。意見を述べさせていただきます。

本県J Aグループとしては、東日本大震災後、除染及び風評被害対策を10年間続けております。しかしながら、10年経っても損害賠償請求は未だ終わることなく、今後も続けなければならない状況にあります。また、最近の農産物の対応状況は、米をはじめとして価格の下落などでこれまで以上に販売促進に努めなければならないという状況におかれています。そうした中、輸出の拡大や国内消費に向けた販売促進などに力を入れるべき時期にはいつてきました。そのような中で海洋放出という課題に直面しております。

私どもとしては、国民や消費者、そして特に国際社会の理解が醸成されるまでは放出は待つべき、阻止すべきだというスタンスを持っております。

今日の資料の中では、理解醸成のための取組が縷々提示されております。しかしながら「理解が醸成された」という評価軸のメニューが読み取れません。そうしたところも状況を把握し、再度、国民の方に示すことが必要だと思っております。

なお、もう1点、踏み込んでいわせてもらえば2点になるが、1点は、先ほどから出ていますが、政府の対応、(風評被害が)もし、発生した場合の損害賠償等の対応については、「宮城の農業」という字句のメニューがなかなか見当たらない、確かに書いてはありますが、薄いのではないかというところが1点で、東京電力さんの資料の損害賠償のスキーム、基本的なスキームなので具体的なところはこれからという話だったが、なかなか具体的な内容にはなっていないのではないかという感想を持っています。私からは以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、ではまず須藤さんの方で国際社会の関係性、あと、宮城の農業の部分、あと省庁にふっていただければと思います。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

高橋常務のご発言の中で、まさに震災以降、10年以上にわたってご苦労されて、これから輸出というときに処理水の問題がきたというご指摘ございました。繰り返しになりますが、廃炉と復興のために処理水の処分はどうしても不可欠という状況ではございますけれども、今、高橋常務からお話ございましたように、これまでの努力が無駄になってしまうのではないかとといったご懸念を与えてしまっていることについてはお詫びを申し上げます。その上で、今までのご努力がきちんと次に繋がっていくようにという思いで我々もやっております。ご指摘がありましたけれども、対策の面で色々工夫をしていくべき点というのは我々あろうかと思っておりますので、是非、これからも様々な形でご意見をお寄せいただければと思います。

それから、理解醸成の関係については、資料12ページの対策6で少しお話ししましたけれども「処理水の性状や安全性等の認識状況の把握」などで進めていければと思っております。

その上で、理解というのはそれぞれの立場、業種などによって解釈が難しい部分があるかと思いますが、私どもとしては様々な形で、対話を重ねる中で理解を積み重ねていくという活動を継続的かつ強力に進めていきたいと思っております。

理解の形でいきますと、我々の足らざるところではありますけど、もちろん方針決定の前から様々な形で廃炉あるいは処理水についての広報をしてきてはおりますけど、まだまだ足りない点があるということかと思っておりますので、一層の充実を図って行ければと思っております。やや抽象的な回答になってしまいますけど、国としての取組の姿勢を紹介させて頂きました。ありがとうございます。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、それでは東電さん、賠償責任の件についてよろしく願いいたします。

【東京電力ホールディングス福島復興本社 高原代表】

東京電力でございます。農業賠償について、本日の資料については、冒頭申しましたとおり広めにお示しをしております。もちろんご指摘のとおり、農協様のほうにも個別の事情はそれぞれ他の業種も含めて多々あることは我々も重々認識しております。そこについては今後、個別の事情を丁寧にお伺いさせて頂き、また、被害に遭われた方々に負担が掛からないようにするため、統計データを私どもで事前に用意する、あるいはそれぞれの団体様からご用意された物や過去に使用した物を積極的に使って負担の軽減に努め、それぞれのご事情を丁寧に伺いながら進めさせて頂きたいと存じます。まずは風評が起らないようにというところを大前提に進めさせて頂きたくが、いずれにしても賠償についてはそれぞれのご事情を伺いながら丁寧に対応させて頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、高橋常務よろしいですか。他に、どうぞ。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木副会長】

宮城県産地魚市場協会、副会長、石巻魚市場の佐々木と申します。

3、4点質問させていただきます。

1点目、海洋放出ありきで話が進んでいるようですが、我々としては海洋放出は断固反対ということなんですけど、検討された処分方法の中に地下埋設の方法があるかと思えますけど、かなり費用が掛かるという説明だったが、費用が掛かるといっても、風評被害で賠償金を払うことを考慮すれば、地下埋設のほうが結果的に安上がりになる可能性も十分にあるので、地下埋設への方針転換を是非、検討頂きたいと思えます。

2点目、国が安全宣言を何故出せないのかということですが。安全宣言を早く出してもらって、我々、石巻魚市場は毎日水揚げされた魚の放射能検査を10年近く行っていますけど、この海洋放出が始まれば、以後30年以上もですね、こういうサンプルをとって放射能検査を続けていかなければならなくなる。我々がこれまでやってきたことが何の意味もなさなくなるということで大変悔しい思いがあります。国がとにかく安全宣言を出して、全く安全なので大丈夫ですよと国内外に示してもらった上で、どうしても海洋放出するというのであれば、それはそれで構いませんけれども、そういうことでお願いしたい。

3点目、国も東京電力も風評被害ということで考えているようだが、先ほど布施さんが発言したとおり、実質、海洋汚染が起こってこれまでこういった形でできている訳なので、海洋汚染の問題は避けて通れないと思うんです。海洋放出で流した水が100%安全だという確証が出せるのであれば、どこの区域に放出しても構わないということになるので、その場合は受益者負担という事で、パイプラインなりで受益者の周辺の海域で放出するのが筋ではないかと思えます。是非、検討頂きたいと思えます。

4点目、日本で起きたこういう事故は自国で解決するのが当たり前だと思うんです。

周辺国の韓国、中国、ロシアなどがこれからこの問題で騒いで、国際海洋裁判所に提訴した場合、裁判所では暫定措置を認める可能性が十分あって、それが認められれば海洋放出できなくなるんですね。そういう現実も踏まえた中で、どうしても海洋放出ということで突き進んでいくのか、ここで方針転換をして、地下埋設にするとか、早く方針転換をして頂きたいというふうに思っています。以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、ありがとうございます。

4点、須藤さんですね、よろしく申し上げます。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

エネ庁須藤の方からお答えを申し上げます。

まず1点目、地下埋設については、トリチウム水タスクフォースやALPS小委員会でも選択肢として検討したものでございます。地下埋設はコンクリートに固めて埋めていくことが考えられますが、まず体積が今のタンクに入れているよりも3倍とか非常に大きくなるため、今後の廃炉作業の支障になっていくというのが難しい理由のひとつである。もうひとつが、コンクリートに固める際に水が蒸発していくので、どうしてもその中にトリチウムが含まれてしまうので、管理されていない形での大気放出がされてしまうというところがあり、地下埋設は現実的ではないという評価がなされているところでございます。

それから、安全宣言というお言葉ございました。安全については2つの側面があり、発電所の廃炉ということについての安全については、当然、独立機関である原子力規制委員会のほうで安全性をチェックし、かつ、国際的に見えるようにということでIAEAに来てもらってこの取組、東京電力の取組が適正かということだけではなく、原子力規制庁の審査についても見てもらうという形でやっていきます。こういった形で、宣言という形ではなく一個一個きちんきちんと過程を全て明らかにして安全性が最優先で取り組まれているということを常に発信してまいりたいと思います。

佐々木副会長のご指摘では食品の安全性の方もご懸念かと思えます。これも世界的に非常に厳しい形で食品の安全性の確保がなされている訳であり、加えて、基準を超えたものは市場に流通をさせないという形で安全性を確保することで進めてきております。

これについても仕組みそのもので消費者あるいは海外も含めて情報発信をしていくという形で、廃炉の方の安全性、あるいは食べ物の方の安全性について欠かさず、かつ、充実した形で取り組んでいければと思っております。

それから3点目、海洋汚染の関係については、国際条約に基づいた形での対応を我々は考えているということでございます。それから、受益者負担の関係でパイプラインという言葉もございました。敷地外での保管、放出といったことについてもALPS小委員会で議論がされております。詳細は割愛しますが、放出場所でも処分のための新たな原子力施設を造っていくということで、それへの時間、関係自治体の理解というようなことがございます。風評被害対策として何が重要かということで、まさに宮城の品質の高い物がきちんと売れていく、こういう形をつくっていくということが重要だと思っております。規制の難しさ、あるいは風評対策としての効果という観点で、今の政府の案として福島第一原発からの放出というのを決定しているところでございます。

4点目、先ほどの回答とも重なりますけども、周辺国の関係で暫定措置という話もございました。そういった記事も載っていたかということで不安に思われることもあろうかと思いますが、これらについても国際条約に則って、しっかり日本としての主張をし、

ご心配のようなことを起こさないように関係省庁を挙げて取り組んでいくということで今、対応しているところでございます。以上でございます。

【宮城県 遠藤副知事】

佐々木さんよろしいでしょうか。何かございますか。はい、どうぞ。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木副会長】

A L P S 処理水は100%安全だということは保証できますか。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、須藤さんよろしくお願ひいたします。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

大前提は安全だということでございます。これが安全だという確証の下に私どもは対策を進めているということでございます。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木副会長】

I A E Aのお墨付きがあればということですけど、I A E Aというのはあくまでも原子力の平和利用を目的とする機関であって、海洋の専門家ではないわけですよ。海洋生物の多様性といったものを研究している機関ではないので、海洋生物を専門とする学者などを放出する際のモニタリングに参加させて、毎日のようにどの程度の水をどういう成分があって、どういう水を流して海域がどの程度汚染されたか、それとも汚染されていないのかをしっかりと情報公開して皆さんに広くお知らせする体制をとる予定はありますか。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

今のご提案については、我々としても安全性を多角的な角度から確認をして、発信をしていくということは非常に重要な事だろうと思っています。もちろんI A E Aの評価に当たっては、I A E Aも専門家を呼びながら評価をしていくということでございますし、当面の対策の中に盛り込んでいる環境影響評価についても様々な専門家の意見を聞きながら実証していくということを考えています。ご提案にありましたとおり、多様な角度から安全性を評価し、発信していくというようなところを進めてまいりたいと思っています。以上です。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木副会長】

もう1点だけ。方針については国が決めたことなので、今度、新しい内閣総理大臣が

方針を転換するという事になれば、それはそれでまた新たな形の処分方法が採択されるという理解でよろしいでしょうか。

【資源エネルギー庁 須藤廃炉・汚染水・処理水特別対策監】

難しい質問でございますけど、このALPS処理水の処分の方針というのは、国において正式に位置づけられた機関において政府として決定した方針ということになるので、これを具体化して、かつ、様々な形でご不安やご懸念に応えながら、今の方針を進めていくというのが私どもの考え方でございます。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですか。他にございますか。はい、どうぞ。

【宮城県議会 外崎副議長】

宮城県議会です。副議長しております外崎浩子です。

まず始めにやはり今まで多くの皆様方がおっしゃっていたとおり、東京電力の皆さま方、今日、高原代表、それから、新妻フェロー始め役員の皆様お揃いではありますが、大変遺憾でございます。

我々、9月13日に宮城県議会といたしまして、復興庁の方に平沢大臣を通じまして、要望を出しております。

そして、その同時であります、大震災特別委員会委員長、副委員長も同席していただきまして、午後になりましたけれども、東京電力高原代表、そしてまた、新妻フェロー始め他の役員の皆様方とともに、お揃いのところで、要望書を出させていただいたところでございます。

その席でありましたが、最後になりました、この9月13日、この要望書の時間帯の一番最後に、この日、高性能容器の不具合ということのお知らせがございまして、大変、やはりそうしたように、やはりこれまで再三申し上げてきたとおり、情報提供のあり方につきましては、やはりここにきましてもかなりの不信感を抱かせるものではないかな、と改めて思った次第でございます。

大変遺憾に存じておりますので、どうか早めのそして、また透明性のある情報公開というものを改めて申し述べさせていただき、要望とさせていただきたいと思っております。

そして、私の方からは一点であります、前回、我々の方からということで要望、県議会の方からと言うことで、要望ということで出させていただいたところで、海洋生物の試験栽培、飼育試験ということがございました。

今、先ほど佐々木会長の方からもお話がございましたが、もし、こちらの方で、今、仮に、この、処理水が安全であるとするならばですね、まず始めにこの飼育試験を既にスタートしていなければいけないのではないかと考えております。

そして先ほど説明されました中におきますと、魚が中心、魚類が中心、ヒラメということでありましたけれども、やはり我々宮城県としましては、牡蠣でありますとかホヤ、栽培漁業と言われている分野も多くございます。

そちらの、やはり栽培漁業に関しましては、今日明日にできるものではございません。

数ヶ月のスパンということで、結果を見据えていかなければいけないということでございますので、安心安全を旨とするならば、既にこの飼育試験を始めていただきまして、安全であるよということ、炭鉱の中のカナリアではございませんが、先に進めていただきたいと思っております。

そして先ほどの説明によりますと、この試験、誰がどこでおやりになるのか、そして、あるいはこの結果であります、仮に悪い結果が出た場合もしっかり公表していただかなければいけないのは言うまでもない。

しかし、こうしたような試験の機関がですね、御用機関ではないということ、まずもって皆様方に示していただければと思っております。

そして、第三者の目を加えていただき、公表に際しましては、定期的にホームページだけではなくて、各漁協への提示でありますとか、県民、国民へのしっかり明確な提示を行っていただきたいと思っております。

最後になります、海洋の、処理水の放水ということに関して、唐突のように1キロ先への海洋への放出ということが表明されました。

こちらに関しましても、やはり人工構造物であるということは否めません。ですので、今回の我々、東日本大震災で受けたようなこの被災状況を鑑みますと、やはり耐震性、あるいはこれから先、起こりうるであろう自然災害への脅威ということも考えなければいけない。

そうしたようなことに対する対応をどのように考えていらっしゃるか、大まかではあります、2点になると思います。どうかよろしく願いいたします。以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

はい、まあこれ東電さんですね、一つ前に言われた情報公開というか、情報提供のあり方についてご指摘がありました、要望ですけどね。

その話と、あと、海洋生物、そして処理水のその構造の関係ですね、3点だと思いますがよろしく願いします。

【東京電力ホールディングス株式会社 新妻フェロー】

東京電力の新妻でございます。副議長様の方からお話ございました、情報提供のあり方のところでございますけど、実はこの迅速な、また正確な情報公開につきましては、これまでも大震災特別委員会の席でもですね、県議会の先生方から、また他の団体におきましても情報公開のあり方については、多数ご意見をいただいたところでございます。

私ども、これまでもこの点につきましては、至らないところもあろうかと思いますが、まずはやっぱり速やかに、正しく早くご報告しなければというその思いで、これまでも取り組んでいるところでございます。

至らないところがございましたら、更に改善をしてみたいと思います。

それで、9月13日の要請書の際にですね、実はその日の夕刻に、当社としてのこのフィルターの問題について公表させていただく予定でございました。

それがわかっておりましたので、やはり、これは公表の後にすべきことではなくて、公表前ではございますが、県議会の議長、副議長、大震災特別委員会の委員長、副委員長に状況報告させていただいたところでございます。

そして、その内容がわかり次第、資料をもって、関係する箇所への情報提供をさせていただく、そういう手順をとらせていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、私どもとして、迅速な丁寧な広報は重要なことだと考えております。しっかりと、これからも取り組ませていただきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

【東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニーALPS処理水責任者 松本執行役員】

東京電力の松本でございます。まず一点目、魚、牡蠣はじめ海洋生物の飼育試験にしましてお答えさせていただければと思います。

ご指摘のとおり現在、魚類についてはヒラメを予定しておりますけれども、そのほか貝類、海藻類につきましても飼育対象として現在検討中でございます。

そういう意味では、魚だけではないということで現在準備を進めたいと考えています。

こちらにつきましては、実際のALPS処理水を使用いたしますので、福島第一の敷地の中、もしくは、その周辺での飼育試験を考えています。

東京電力自身がこの作業に携わりますけれども、もちろん私ども魚の飼育を実際にした経験がありませんので、専門家の皆様等の指導助言をいただきながら実施していきたいと考えています。

また、試験結果の公表、あるいは飼育状況につきましても、透明性高く発信していきたいと考えております。

もちろん、悪い結果、良い結果ともども、全て公表していくということでございますし、ホームページで公開して終わりということではなく、本日のような連携会議の場ですとか、個別にご説明に伺う機会をいただきながら進めていきたいと考えております。

続きまして、海洋放出の方式、海底トンネル1キロ先でございますけれども、こちらもお話があったとおり人工の構築物を、海底で作るということでございます。

もちろん、ご指摘のあったとおり、大きな地震、それから津波等の波力に耐えられるよう、今後具体的な設計を詰めていきたいと考えております。

現在、海上のボーリング調査、それから地盤調査をしたいと考えておりますので、それに基づきまして、正式な設計を詰めていきたいと考えております。私からは以上です。

【宮城県 遠藤副知事】

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

他にございますか。せっかくの機会ですので、よろしいでしょうか。皆さんよろしいですか。

ありがとうございます。それではですね、本日ですね、国と東京電力ホールディングスさんから、それぞれ説明を受けました。これ初めて、皆さん一緒に受けたということでございます。

各団体の皆様にはですね、この内容をお持ち帰りいただきまして、本日の説明の内容も含めましてですね、精査をしていただければと思います。

追加の質問、それから意見、ご要望、要望事項ですね、ございましたら、事務局までお寄せいただければと思っております。

今後、いただきました意見等につきましては、事務局の方でとりまとめを行いまして、今後開催されます水産部会、それからまた県の担当課の方で色々調整を行いまして、これもたぶん連携会議をですね、通じてということになると思いますが、国、東京電力ホールディングスの皆様にですね、改めて申し入れをしていきたいと思っております。

よろしいでしょうか。そういう形で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事の一切を終了いたします。リモートでご参加いただきました各省庁の皆様、それから東京電力ホールディングスの皆様ありがとうございました。

【宮城県 日下原子力防災対策専門監（司会）】

はい、ご意見やご質問等につきましては、週明けに別途照会させていただきますので、よろしく願いいたします。

またですね、次回の連携会議につきましては、日程等の調整を行った上で別途改めてご案内させていただきます。

なお、説明の冒頭で聞きづらい状況がありました。大変申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

以上をもちまして、第3回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議及び第4回水産部会を終了いたします。本日はありがとうございました。